江 戸 Ш  $\overline{\mathsf{X}}$ 玉 民 健 康 保 険 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

江 戸 Ш  $\overline{\mathsf{X}}$ 玉 民 健 康 保 険 条 例  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和  $\equiv$ + 兀 年 + 月 江 戸 Ш  $\overline{\mathsf{X}}$ 条 例 第 + 八

号

**ത** 

部 を 次 の ょ う に 改 正 す る 0

付 則 に 次 の 条 を 加 え る

 $\overline{\phantom{a}}$ 多 子 世 帯 に 係 る 保 険 料 の 均 等 割 額 の 特 例

第 七 条 当 分 の 間 平 成 Ξ + 年 度 以 後 の 年 度 に お け る 初 日 の 前 日 に お 11

て

十

歳 未 満 で あ る 被 保 険 者  $\overline{\phantom{a}}$ 納 税 義 務 者 及 び そ の 配 偶 者 を 除 <  $\overline{\phantom{a}}$ が 同 世 帯

人 以 上 属 す る 場 合 に お け る 当 該 被 保 険 者  $\overline{\phantom{a}}$ 年 낡 が 番 目 に 高 しし 者 及 び

の 規 定 に か か わ 5 ず 賦 課 し な L١

第

\_

号

+

五

条

の

+

Ξ

の

被

保

険

者

均

等

割

額

は

第

+

五

条

の

兀

第

号

及

び

第

+

五

条

の

+

 $\equiv$ 

に

高

11

者

を

除

<

 $\overline{\phantom{a}}$ 

に

係

る

第

+

兀

条

の

兀

第

+

五

条

の

五

第

+

五

条

の

+

及

び

第

番

目

に

八

付 則

施 行 期 日

こ の 条 例 は ` 平 成 Ξ + 年 兀 月 \_ 日

か

5

施

行

す

る

1

経 こ 過 の 条 措 例 置 に ょ る 改 正 後 の 付 則 第 七 条 の 規 定 は

2 の 保 険 料 か 5 適 用 L 平 成  $\equiv$ + 年 度 以 前 の 年 度 分 の 平 保 成 険 Ξ + 料 に \_ つ 年 11 度 て 以 は 後 の な 年

お

従

度

分

前 の 例 に ょ る 0

 $\frown$ 

第 説 Ξ 明 子

下

に

る

保

険

者

均

等 割

額

を

免 除

し、

多 子 世 帯 の 経 済 的

を 軽 減 以 す る の 必 子 要 が 係 あ 保 険 料 の 被

負

担

る の で、、 本 案 を 提 出

11 た U ま

す。